【施設向け】

**保育士試験による保育士資格取得支援事業**

**補助金申請の手引き**

**令和３年１０月**

**こども施設運営課**

**保育士試験受講費用の一部を勤務先の保育所等経由して**

**補助金を交付する事業**

**保育士試験による保育士資格取得支援事業**

1. 補助の内容

・保育士資格取得を目指す者が、保育士試験の受験・合格により受験対策のために要した費用

（例：受験対策講座の費用）について補助金を交付します。

**・**市内の保育施設で働きながら保育資格の取得を目指す方を応援します。

保育士試験（筆記試験）を受験し**「保育士」**となった方に講座受講にかかる費用についても

同様に補助金を交付します。

②受講方法

受講方法は、通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制のいずれの形態でも可能です。

　③補助対象額

負担した経費の１／２と、１５万円比較して低い方となります。

④補助の対象となる経費

受験対策講座の受講料等補助

　　保育士試験講座の受講などの受講料等について補助します。（保育士試験の筆記試験日から

起算して2年前の属する月の初日より前に支払われた経費を除く。）

　　・入学金又は登録料

　　・講座受講料（面接受講料等を含む）

　　・教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材を含む）

⑤補助対象外の経費

　★以下の費用は補助の対象になりません。

　　　　・その他の検定試験の受講料・受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

　　　　・対策講座の補講費

　　　　・開講事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用

　　　　・開講事業者が実施する各種行事に参加する費用

　　　　・学債の購入費その他交付希望者に対して、将来返金が予定されている費用

　　　　・交通費及びパソコン・タブレット等の機材費等・分割払いの場合の金利手数料

⑥補助対象となる方

保育士試験により保育士資格を取得した者が、保育士として市内の保育園、認定こども園、小規模保育施設等へ勤務することが決定した者

私立保育園、認可外保育施設（届出対象）、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、

幼保連携型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業（A型）、事業所内保育事業

⑦実施要件

Ａ：類似事業による貸付等を受けていない者

※雇用保険制度の教育訓練給付費等、本事業と趣旨を同じくする事業による助成等を受けている

場合は、本事業の対象になりません。

Ｂ**：保育士証の交付を受けた後、対象施設等で１年以上継続して勤務する意向がある者。**

⑧内容確認の留意事項

**（留意事項）**

1. 算定した支給額に１，０００円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
2. 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が

証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

1. クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
2. 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は

受講料は対象とならないこと。

（支払いを証する書類）

　ア　受講に係る領収書等

　　 講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関に証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

　　　なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を

行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を

付記したものを含む。）とすること。

イ　領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

　　※領収書・レシート等に内訳記載がない場合、講座実施事業者に(ｱ)～(ｶ)

　　　の記載（証明）依頼をしてください。

　(ｱ)「講座実施事業者の名称」

　(ｲ)「支払者名」

　(ｳ)「領収額（又はクレジット契約額）」

　(ｴ)「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

　(ｵ)「領収日（又はクレジット契約日）」

　(ｶ)「領収印」

　　ウ　領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。

　　エ　提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却する

こと。ただし、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

**⑨補助の申請に係る提出書類について**

・保育士資格取得後、対象施設等に勤務を開始

・対象施設等は、補助対象者からの委任に基づき、必要書類添付のうえ

「市川市資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」を提出

　裏面が委任状になっています。

・額確定通知後、対象施設等から市へ補助金交付請求書提出

・補助金の支払い

・「市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金支払完了報告書」を市に提出

**＊補助金交付までの流れ＊**

【受講者】　　 【受講者】　　 【受講者】　　【受講者】　　　 【保育園等**↔**市】

**補助金の支払い**

**↑**

**補助金請求書提出**

**↑**

**補助金交付申請書提出**

**１年間の勤務意向確認**

**保育士試験受験・合格**

**養成施設等での受講終了**

**保育士証登録**

補助金受領後　市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金支払完了報告書提出

**＊市川市への申請方法について＊**

**１．提出先**

**Logoフォームにて提出**

**（データ提出ですが、紙媒体での提出をご希望する場合は別途ご連絡ください。）**

**ポータルサイトから提出してください。**

**【件名】保育士資格取得支援事業\_00\_〇〇〇保育園（認可保育園は園番号を記載してください）**

**様式第1号（表・裏）**

**・市川市保育士試験による資格取得支援事業交付申請書兼実績報告書**

**・委任状**

**各種必要書類①～③**

1. **雇用契約書（写し）**
2. **養成施設受講書類（補助対象経費）として、入学金又は登録料、受講料、教科書代及び教材費の各種領収書（写し）**
3. **資格証（写し）**